

空き家の 利活用にご協力ください

黒潮町では少子高齢化、人口減少に歯止めをかける対策のひとつとして移住・定住施策を取り組み、町内の空き家活用を促進しています。「貸しても構わない」、「売りたい」や「荷物の処分に困っている」、「修繕が必要な空き家を持っている」などのご相談もお受けしていますのでお気軽にお連絡ください。



空き家は、そのままにしておくと老朽化が進み、結果的に所有者の経済的負担が増える可能性がありますが、人が住むことで管理負担の軽減や老朽化抑制、地域活性化や扱い手不足の解消、防犯対策にもつながると考えられます。

賃貸や売却により大切な財産の寿命を延ばして守っていきませんか。

空き家の修繕、荷物の処分などに係る費用を補助する制度があります

空き家活用のための補助事業を左記のとおりご紹介します。

▼黒潮町空き家住宅改修費等補助金

・目的

移住・定住促進と経済的負担の軽減

・補助経費

住宅修繕や荷物処分などに要する経費(ただし、空き家を原則賃貸する場合に限る)

※一部対象外のものがあります

50万円または70万円
(補助率10／10)

※状況によって上限額が変わります

・補助対象

空き家所有者または利用者(相続関係にある者を除く)

・留意点

予算の状況によって、お待ちいただく場合があります。

住宅に居住がなくなつた場合、

物件登録の流れ

相談・登録

「貸したい」「売りたい」など空き家についてお悩みの方は、お電話・窓口にてご相談ください。

現地調査

担当者が家屋の調査をさせていただき、HPで掲載するための資料を作成いたします。

情報公開

資料に不備がないか確認していただき、同意をいただいたうえでHPに情報を公開します。

交渉・契約

交渉～契約～入居完了につきましては、所有者と利用希望者で行っていただきます。

『移住で地域をもつと元気に』

黒潮町空き家バンクでは県内外から移住相談を受け付け、令和3年度は移住に関するお問い合わせ件数が400件を超えた

からこそ、一方では不要なものも、もう一方では必要なものになり得る場合も考えられます。空き家の取り扱いに困っている方はぜひ一度ご相談ください。

※町は、情報の紹介や必要な連絡調整などを行いますが、所有者と利用希望者の間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉・契約に関しての仲介行為は行うことができません。

宅地建物取引業者の仲介で約の際には、仲介手数料が必要となります。

○お問い合わせ

本庁企画調整室 地域振興係

☎ 4312177